

原 発 本 第 2 0 6 号

2 0 2 0 年 2 月 1 4 日

原子力規制委員会 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力株式会社

代表取締役 池 辺 和 弘
社長執行役員

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の2第1項の規定に基づき、2019年11月22日付け、原発本第150号をもって変更認可申請しました、川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、下記のとおり一部補正いたします。

記

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の本文、別添（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄）について、下記のとおり一部補正する。

- ・本文のうち「2. 変更の理由」を添付1のとおり一部補正する。
- ・別添（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄）を添付2のとおり一部補正する。

以 上

補正の理由

1. 申請書の本文のうち「2. 変更の理由」の補正

2. 変更の理由（1）へ第87条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）を追記する。

2. 別添（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄）の補正

（1）第83条（重大事故等対処設備）83-15-4 蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）からの給電について、運転上の制限の記載内容を見直す。

（2）第87条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）表87-1について、（1）の見直しに伴い、第83条（83-15-4）の記載削除を取りやめるとともに、第83条（83-15-4）へ蓄電池（3系統目）を追記する。

（3）附則第3項について、2020年1月23日の川内原子力発電所2号炉の施設定期検査終了をもって適用開始したことから削除するとともに、附則第4項を第3項に改める。

（4）添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 表-14 電源の確保に関する手順等について、一部記載を適正化する。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の本文のうち
「2. 変更の理由」の補正前後比較表

補正箇所	補正前（2019年11月22日付 原発本第150号）	補正後
<p>申請書の本文のうち</p> <p>2. 変更の理由</p> <p>・第87条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）を追記</p>	<p>2. 変更の理由</p> <p>(1) 1号炉及び2号炉の常設直流電源設備（3系統目）の設置に伴う変更</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第2項に規定される特に高い信頼性を有する常設直流電源設備（3系統目）を設置することに伴い、以下の条文について変更を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第83条（重大事故等対処設備） ・ 添付1 異常時の運転操作基準（第90条関連） ・ 添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 <p><以下、省略></p>	<p>2. 変更の理由</p> <p>(1) 1号炉及び2号炉の常設直流電源設備（3系統目）の設置に伴う変更</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第2項に規定される特に高い信頼性を有する常設直流電源設備（3系統目）を設置することに伴い、以下の条文について変更を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第83条（重大事故等対処設備） ・ <u>第87条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）</u> ・ 添付1 異常時の運転操作基準（第90条関連） ・ 添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 <p><以下、省略></p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書のうち
別添（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄）の
補正前後比較表

補正箇所

申請書の別添
 (川内原子力発電所原子炉
 施設保安規定変更前後
 比較表の変更後欄)

・運転上の制限の記載内容を
 見直し

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

83-15-4 蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用)、又は蓄電池 (3系統目) からの電
 給電

(1) 運転上の制限

項目	運転上の制限
蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用)、又は蓄電池 (3系統目) からの給電	(1) 蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用) からの電 源系1系統が動作可能であること 又は (2) 蓄電池 (3系統目) からの電源系1系統が動作可能であること
適用モード	設 備
モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料 体を貯蔵している期間	蓄電池 (安全防護系用) 蓄電池 (重大事故等対処用) 蓄電池 (3系統目)
	所要数
	1組 1組 1組

(2) 確認事項

項目	確認事項	頻 度	担 当
蓄電池 (安全防護系用)、蓄電池 (重大事故等対処用) 及び蓄電池 (3系統目)	蓄電池 (安全防護系用)、蓄電池 (重大事故等対処用) 及び蓄電池 (3系統目) が健全であることを確認する。 蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用) の蓄電池端子電圧が126.0V以上であることを確認する。 蓄電池 (3系統目) の蓄電池端子電圧が132.1V以上であることを確認する。	定期検査時 1週間に1回	保修課長 当直課長

補正後

83-15-4 蓄電池 (安全防護系用)、蓄電池 (重大事故等対処用) 及び蓄電池 (3系統目) からの給電

(1) 運転上の制限

項目	運転上の制限
蓄電池 (安全防護系用)、蓄電池 (重大事故等対処用) 及び蓄電池 (3系統目) からの給電	(1) 蓄電池 (安全防護系用) からの電源系1系統が動作可能であること (2) 蓄電池 (重大事故等対処用) からの電源系1系統が動作可能であること (3) 蓄電池 (3系統目) からの電源系1系統が動作可能であること
適用モード	設 備
モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料 体を貯蔵している期間	蓄電池 (安全防護系用) 蓄電池 (重大事故等対処用) 蓄電池 (3系統目)
	所要数
	1組 1組 1組

(2) 確認事項

項目	確認事項	頻 度	担 当
蓄電池 (安全防護系用)、蓄電池 (重大事故等対処用) 及び蓄電池 (3系統目)	蓄電池 (安全防護系用)、蓄電池 (重大事故等対処用) 及び蓄電池 (3系統目) が健全であることを確認する。 蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用) の蓄電池端子電圧が126.0V以上であることを確認する。 蓄電池 (3系統目) の蓄電池端子電圧が132.1V以上であることを確認する。	定期検査時 1週間に1回	保修課長 当直課長

補正箇所

申請書の別添

(1)川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)

・運転上の制限の記載内容を見直し

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3及び4	A. 蓄電池 (安全防護系用) <u>又は</u> 蓄電池 (重大事故等対処用) <u>及び</u> 蓄電池 (3系統目) <u>又は</u> 蓄電池 (3系統目) からの電源系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する ^{※1} 。 及び A.2 保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する ^{※3} 。 及び A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 30日
	B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	当直課長は、モード3にする。	12時間
モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 蓄電池 (安全防護系用) <u>又は</u> 蓄電池 (重大事故等対処用) <u>及び</u> 蓄電池 (3系統目) からの電源系が動作不能である場合	B.1 当直課長は、モード5にする。 及び B.2 当直課長は、モード5にする。 A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) <u>又は</u> モード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 及び A.4 保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する ^{※3} 。	4時間 56時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※1：残りのディーゼル発電機1基については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※2：大容量空冷式発電機をいう。

※3：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

補正後

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3及び4	A. 蓄電池 (安全防護系用) <u>又は</u> 蓄電池 (重大事故等対処用) <u>及び</u> 蓄電池 (3系統目) <u>又は</u> 蓄電池 (3系統目) からの電源系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する ^{※1} 。 及び A.2 保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する ^{※3} 。 及び A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 30日
	B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	当直課長は、モード3にする。	12時間
モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 蓄電池 (安全防護系用) <u>又は</u> 蓄電池 (重大事故等対処用) <u>及び</u> 蓄電池 (3系統目) からの電源系が動作不能である場合	B.1 当直課長は、モード5にする。 及び B.2 当直課長は、モード5にする。 A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) <u>又は</u> モード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 及び A.4 保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する ^{※3} 。	4時間 56時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※1：残りのディーゼル発電機1基については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※2：大容量空冷式発電機をいう。

※3：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

補正箇所

申請書の別添

(川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

表 87-1

Table with 5 columns: 原電系文, 点検対象設備, 点検時の措置, 実施頻度, 備考. Rows 69-86 detailing inspection procedures for various equipment like power supply units, external power, and control systems.

※3：運転上の制約から移行した時間から3時間以内に移行する。22時、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。
※4：30日を超過しない場合は、至近の試験日より動作可能であることを確認する。ただし、第87条第5項第1項が規定している期間で、かつ、点検前欄※5：モード1、2、3及び4以外ではディーゼル発電機に非常用発電機1基を含むことができる。

補正後

表 87-1

Table with 5 columns: 原電系文, 点検対象設備, 点検時の措置, 実施頻度, 備考. Rows 69-86 detailing inspection procedures for various equipment, including updates to inspection methods and frequencies.

※3：運転上の制約から移行した時間から3時間以内に移行する。22時、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。
※4：30日を超過しない場合は、至近の試験日より動作可能であることを確認する。ただし、第87条第5項第1項が規定している期間で、かつ、点検前欄※5：モード1、2、3及び4以外ではディーゼル発電機に非常用発電機1基を含むことができる。

・第83条(重大事故等対処設備)83-15-4の運転上の制限に記載内容を見直したことに伴い、第83条(83-15-4)に記載削除を取りやめるとともに、蓄電池(3系統目)を追記する。

補正箇所	補正前（2019年11月22日付 原発本第150号）	補正後
<p>申請書の別添 (川内原子力発電所原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄)</p> <p>・附則第3項について、2020年1月23日の川内原子力発電所2号炉の施設定期検査終了をもって適用を開始したことから削除する。</p> <p>・附則第3項の削除に伴い、附則第4項を第3項に改める。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定は、20XX年XX月XX日から施行する。</p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機—モード1、2、3及び4以外—）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更に係る規定は、平成31年1月1日以後最初の施設定期検査を終了した日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>4 本規定施行の際、使用前検査対象となる規定については、各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定は、20XX年XX月XX日から施行する。</p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機—モード1、2、3及び4以外—）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 本規定施行の際、使用前検査対象となる規定については、各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>

補正後

<附則第3項 従前の例>

機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項					
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当			
3. 中性子束高 (出力領域)	高設定 定格出力の 109%以下	モード1及び 2	4	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを 動作可能な状態にする。	6時間	原子炉熱出力と出力領域 中性子束計装の指示値と の差が±2%を超える場 合は、出力領域中性子束 計装の指示値を校正す る。 設定値確認及び機能検査 を実施する。	原子炉熱出 力が15%以 上となって から24時間 以内 その後の1 日に1回	係修課長 技術課長 及び 当直課長			
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間						
	低設定 定格出力の 25%以下	モード1 (b) 及 び2	4	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを 動作可能な状態にする。	6時間				動作不能でないことを指 示値により確認 ^{※6} する。	1日に1回	当直課長
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間						

※6：「動作不能でないことを指示値により確認」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認すること
をいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない（以下、本案において同じ）。

補正前（2019年11月22日付 原発本第150号）

<附則第4項 従前の例>

機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項					
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当			
3. 中性子束高 (出力領域)	高設定 定格出力の 109%以下	モード1及び 2	4	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを 動作可能な状態にする。	6時間	原子炉熱出力と出力領域 中性子束計装の指示値と の差が±2%を超える場 合は、出力領域中性子束 計装の指示値を校正す る。 設定値確認及び機能検査 を実施する。	原子炉熱出 力が15%以 上となって から24時間 以内 その後の1 日に1回	係修課長 技術課長 及び 当直課長			
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間						
	低設定 定格出力の 25%以下	モード1 (b) 及 び2	4	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを 動作可能な状態にする。	6時間				動作不能でないことを指 示値により確認 ^{※6} する。	1日に1回	当直課長
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間						

※6：「動作不能でないことを指示値により確認」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認すること
をいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない（以下、本案において同じ）。

補正箇所

申請書の別添
(川内原子力発電所原子炉
施設保安規定変更前後
比較表の変更後欄)
・附則第3項の削除に伴い、附
則第4項を第3項に改める。

補正後

<附則第3項 従前の例>

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
	1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
4. 出力領域中性子束変化率高	増加率高	定格出力の15%ステップ以下	モード1及び2	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
	減少率高	定格出力の10%ステップ以下	モード1及び2	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間			
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
5. 中性子束高(中間領域)	定格出力の25%以下		モード1(b)及び2(c)	2 ^{※7}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、P-6未満にする。又は A.2 当直課長は、P-10以上にする。	2時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
					B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒の引抜き操作を全て中止する。 及び B.2 当直課長は、P-6未満にする。	速やかに			
			モード2(d)	2	A.1又は2チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	P-6を超えるまでに			

※7：制御棒引抜き阻止の設定又は中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

<附則第4項 従前の例>

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
	1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
4. 出力領域中性子束変化率高	増加率高	定格出力の15%ステップ以下	モード1及び2	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
	減少率高	定格出力の10%ステップ以下	モード1及び2	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間			
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
5. 中性子束高(中間領域)	定格出力の25%以下		モード1(b)及び2(c)	2 ^{※7}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、P-6未満にする。又は A.2 当直課長は、P-10以上にする。	2時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
					B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒の引抜き操作を全て中止する。 及び B.2 当直課長は、P-6未満にする。	速やかに			
			モード2(d)	2	A.1又は2チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	P-6を超えるまでに			

※7：制御棒引抜き阻止の設定又は中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

補正箇所

申請書の別添
(川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)
・附則第3項の削除に伴い、附則第4項を第3項に改める。

補正後

<附則第3項 従前の例>

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
	1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. 中性子東高 (中性子源領域)	10 ⁵ cps 以下	モード2 (d)	2 ^{※8}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒の引抜き操作を全て中止する。	速やかに	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに			
		モード3 (a)、 4 (a) 及び 5 (a)	2 ^{※8※9}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間			
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	1時間			
モード3 (e)、 4 (e) 及び 5 (e)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び A.2 当直課長は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 2時間 その後の 12時間に 1回					

※8：「中間領域中性子東高」2チャンネルが動作可能であることを条件に、P-6リセット時においては、2チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※9：「中性子源領域炉停止時中性子東高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

<附則第4項 従前の例>

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
	1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. 中性子東高 (中性子源領域)	10 ⁵ cps 以下	モード2 (d)	2 ^{※8}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒の引抜き操作を全て中止する。	速やかに	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに			
		モード3 (a)、 4 (a) 及び 5 (a)	2 ^{※8※9}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間			
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	1時間			
モード3 (e)、 4 (e) 及び 5 (e)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び A.2 当直課長は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 2時間 その後の 12時間に 1回					

※8：「中間領域中性子東高」2チャンネルが動作可能であることを条件に、P-6リセット時においては、2チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※9：「中性子源領域炉停止時中性子東高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

補正箇所

申請書の別添
(川内原子力発電所原子炉
施設保安規定変更前後
比較表の変更後欄)
・附則第3項の削除に伴い、附
則第4項を第3項に改める。

補正後

<附則第3項 従前の例>

機能	設定値 1号及び2号が	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. 中性子束高 (中性子源領域)	10 ⁵ cps 以下	モード6 (j)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに その後の12時間 に1回	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
				A.1 チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、原子伊格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※10} 。 ※11。 及び A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに			
		モード6 (k)	2 (監視機能のみ)	B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 保修課長は、原子伊格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※10} 。 ※12。 及び B.2 保修課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 及び B.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び B.4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに その後の12時間 に1回			

※10：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
 ※11：A.2の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。
 ※12：B.3の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

<附則第4項 従前の例>

機能	設定値 1号及び2号が	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. 中性子束高 (中性子源領域)	10 ⁵ cps 以下	モード6 (j)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに その後の12時間 に1回	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
				A.1 チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、原子伊格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※10} 。 ※11。 及び A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに			
		モード6 (k)	2 (監視機能のみ)	B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 保修課長は、原子伊格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※10} 。 ※12。 及び B.2 保修課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 及び B.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び B.4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに その後の12時間 に1回			

※10：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
 ※11：A.2の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。
 ※12：B.3の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

補正箇所

申請書の別添
 (川内原子力発電所原子炉
 施設保安規定変更前後
 比較表の変更後欄)
 ・附則第3項の削除に伴い、附
 則第4項を第3項に改める。

補正後

<附則第3項 従前の例>

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
	1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
7. 1次冷却材可変温度高 過大温度ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1及び2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となつて48時間以内に1回	保修課長及び技術課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
8. 1次冷却材可変温度高 過大出力ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1及び2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となつて48時間以内に1回	保修課長及び技術課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
9. 原子炉圧力低	12.85 MPa[gage]以上	モード1(F)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間			

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

<附則第4項 従前の例>

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
	1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
7. 1次冷却材可変温度高 過大温度ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1及び2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となつて48時間以内に1回	保修課長及び技術課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
8. 1次冷却材可変温度高 過大出力ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1及び2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となつて48時間以内に1回	保修課長及び技術課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
9. 原子炉圧力低	12.85 MPa[gage]以上	モード1(F)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間			

補正箇所

申請書の別添
(川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)
・附則第3項の削除に伴い、附則第4項を第3項に改める。

補正後

<附則第3項 従前の例>

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
	1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
10. 原子炉圧力高	16.48 MPa[gage]以下		モード1及び2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
11. 加圧器水位高	計器スパンの92%以下		モード1(f)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間			
12. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材流量低	1ループ	定格流量の90%以上	モード1(g)	1ループ当たり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-8未満にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長			
	2ループ	定格流量の90%以上	モード1(h)	1ループ当たり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長			
13. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源電圧低	定格電圧の70%以上		モード1(f)	1母線当たり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間			
14. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源周波数低	57 Hz 以上		モード1(f)	1母線当たり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間			

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

<附則第4項 従前の例>

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
	1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
10. 原子炉圧力高	16.48 MPa[gage]以下		モード1及び2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
11. 加圧器水位高	計器スパンの92%以下		モード1(f)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間			
12. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材流量低	1ループ	定格流量の90%以上	モード1(g)	1ループ当たり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-8未満にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長			
	2ループ	定格流量の90%以上	モード1(h)	1ループ当たり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長			
13. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源電圧低	定格電圧の70%以上		モード1(f)	1母線当たり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間			
14. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源周波数低	57 Hz 以上		モード1(f)	1母線当たり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間			

補正箇所

申請書の別添
(川内原子力発電所原子炉
施設保安規定変更前後
比較表の変更後欄)
・附則第3項の削除に伴い、附
則第4項を第3項に改める。

補正後

<附則第3項 従前の例>

機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
15. 1次冷却材ポンプシャ断器開	1台 開	—	モード1 (g)	1次冷却材ポンプ1台 当たり 1	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合				B.1 当直課長は、P-8未滿にする。	12時間				
2台 開	—	モード1 (h)	1次冷却材ポンプ1台 当たり 1	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未滿にする。	12時間				
16. 蒸気流量-給水流量差大と蒸気発生器水位低の一致	蒸気-給水流量差大	698 t/h以下	モード1及び2	1ループ 当たり 2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合				B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間				
蒸気発生器水位低	計器スパンの25%以上	—	モード1及び2	1基当たり 2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
17. 蒸気発生器水位異常低	計器スパンの5%以上	—	モード1及び2	1基当たり 3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

<附則第4項 従前の例>

機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
15. 1次冷却材ポンプシャ断器開	1台 開	—	モード1 (g)	1次冷却材ポンプ1台 当たり 1	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合				B.1 当直課長は、P-8未滿にする。	12時間				
2台 開	—	モード1 (h)	1次冷却材ポンプ1台 当たり 1	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未滿にする。	12時間				
16. 蒸気流量-給水流量差大と蒸気発生器水位低の一致	蒸気-給水流量差大	698 t/h以下	モード1及び2	1ループ 当たり 2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合				B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間				
蒸気発生器水位低	計器スパンの25%以上	—	モード1及び2	1基当たり 2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
17. 蒸気発生器水位異常低	計器スパンの5%以上	—	モード1及び2	1基当たり 3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			

補正箇所

申請書の別添
(川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)
・附則第3項の削除に伴い、附則第4項を第3項に改める。

補正後

<附則第3項 従前の例>

機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
18. タービントリップ	非常しよ断油圧低	6.9 MPa[gage]以上	モード1 (f)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未滿にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
	主蒸気止め弁全閉		モード1 (f)	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未滿にする。	6時間 12時間			
19. 非常用炉心冷却系作動	表 33-3 機能1、非常用炉心冷却系を参照	モード1及び2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長	
20. 地震加速度高	水平方向	原子炉補助建屋1階床 (EL. 13.3 m) 260 Gal 以下	モード1及び2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
		原子炉補助建屋地下5階床 (EL. -21.0 m) 160 Gal 以下	モード1及び2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間			
	鉛直方向	原子炉補助建屋地下5階床 (EL. -21.0 m) 80 Gal 以下	モード1及び2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間			

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

<附則第4項 従前の例>

機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
18. タービントリップ	非常しよ断油圧低	6.9 MPa[gage]以上	モード1 (f)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未滿にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
	主蒸気止め弁全閉		モード1 (f)	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未滿にする。	6時間 12時間			
19. 非常用炉心冷却系作動	表 33-3 機能1、非常用炉心冷却系を参照	モード1及び2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長	
20. 地震加速度高	水平方向	原子炉補助建屋1階床 (EL. 13.3 m) 260 Gal 以下	モード1及び2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
		原子炉補助建屋地下5階床 (EL. -21.0 m) 160 Gal 以下	モード1及び2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間			
	鉛直方向	原子炉補助建屋地下5階床 (EL. -21.0 m) 80 Gal 以下	モード1及び2	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間			

補正箇所

申請書の別添
(川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)
・附則第3項の削除に伴い、附則第4項を第3項に改める。

補正後

<附則第3項 従前の例>

機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
21. インターロック									
a. P-6	中間領域中性子束 7.5×10 ¹⁴ ～ 1.3×10 ¹⁶ A	モード2 (d)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13} B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直課長は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
b. P-7	d.項及びe.項参照	モード1 (f)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13} B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直課長は、P-7未滿にする。	1時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の 40±1.8 %	モード1 (g)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13} B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直課長は、P-8未滿にする。	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の 10±1.8 %	モード1 (b)及び2	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13} B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直課長は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
e. P-13	高圧タービン 入口蒸気圧力 定格出力の 10±0.6 %	モード1 (i)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13} B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直課長は、P-13未滿にする。	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長

※13：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。

補正前（2019年11月22日付 原発本第150号）

<附則第4項 従前の例>

機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
21. インターロック									
a. P-6	中間領域中性子束 7.5×10 ¹⁴ ～ 1.3×10 ¹⁶ A	モード2 (d)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13} B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直課長は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
b. P-7	d.項及びe.項参照	モード1 (f)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13} B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直課長は、P-7未滿にする。	1時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の 40±1.8 %	モード1 (g)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13} B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直課長は、P-8未滿にする。	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の 10±1.8 %	モード1 (b)及び2	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13} B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直課長は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
e. P-13	高圧タービン 入口蒸気圧力 定格出力の 10±0.6 %	モード1 (i)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※13} B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 当直課長は、P-13未滿にする。	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長

※13：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。

補正箇所

申請書の別添
(川内原子力発電所原子炉
施設保安規定変更前後
比較表の変更後欄)
・附則第3項の削除に伴い、附
則第4項を第3項に改める。

補正後

<附則第3項 従前の例>

表 33-3 工学的安全施設等作動計装

【凡例】

- (a) P-11 (加圧器圧力) インターロック以上
- (b) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上
- (c) 全主蒸気隔離弁が閉じている場合は除く
- (d) P-12 (1次冷却材平均温度) インターロックを超える場合
- (e) 主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が閉止又は隔離されている場合は除く
- (f) 主給水制御弁が閉止又は隔離されている場合は除く

機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 非常用炉心冷却系									
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
b. 手動起動	—	モード1、2、3及び4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
c. 格納容器圧力高	22 kPa [gage] 以下	モード1、2及び3	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長
d. 原子炉圧力異常低	11.47 MPa [gage] 以上	モード1及び2 (b)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長

※14: 原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残りの1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合は、バイパスした系統を動作不能とはみなさない(以下、本条において同じ)。

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

<附則第4項 従前の例>

表 33-3 工学的安全施設等作動計装

【凡例】

- (a) P-11 (加圧器圧力) インターロック以上
- (b) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上
- (c) 全主蒸気隔離弁が閉じている場合は除く
- (d) P-12 (1次冷却材平均温度) インターロックを超える場合
- (e) 主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が閉止又は隔離されている場合は除く
- (f) 主給水制御弁が閉止又は隔離されている場合は除く

機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 非常用炉心冷却系									
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
b. 手動起動	—	モード1、2、3及び4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
c. 格納容器圧力高	22 kPa [gage] 以下	モード1、2及び3	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長
d. 原子炉圧力異常低	11.47 MPa [gage] 以上	モード1及び2 (b)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長

※14: 原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残りの1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合は、バイパスした系統を動作不能とはみなさない(以下、本条において同じ)。

補正箇所

申請書の別添
(川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)
・附則第3項の削除に伴い、附則第4項を第3項に改める。

補正後

<附則第3項 従前の例>

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
	1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
e. 原子炉圧力低と加圧器水位低の一致	原子炉圧力低	12.16 MPa [gage]以上	モード1、2及び3(a)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
	加圧器水位低	計器スパンの5%以上	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間				
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間				
f. 主蒸気ライン差圧高	0.69 MPa以下		モード1、2及び3	各主蒸気ラインごとに3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
g. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致	主蒸気流量高	698 t/h以下 (20%出力以下時)	モード1、2及び3(d)	各主蒸気ラインごとに2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
		2095 t/h以下 (定格出力時)			B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
	主蒸気ライン圧力低	4.12 MPa [gage]以上	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間				
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間				
	1次冷却材平均温度異常低	283℃以上	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間				
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間				

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

<附則第4項 従前の例>

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
	1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
e. 原子炉圧力低と加圧器水位低の一致	原子炉圧力低	12.16 MPa [gage]以上	モード1、2及び3(a)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
	加圧器水位低	計器スパンの5%以上	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間				
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間				
f. 主蒸気ライン差圧高	0.69 MPa以下		モード1、2及び3	各主蒸気ラインごとに3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
g. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致	主蒸気流量高	698 t/h以下 (20%出力以下時)	モード1、2及び3(d)	各主蒸気ラインごとに2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
		2095 t/h以下 (定格出力時)			B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
	主蒸気ライン圧力低	4.12 MPa [gage]以上	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間				
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間				
	1次冷却材平均温度異常低	283℃以上	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間				
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間				

補正箇所

申請書の別添
(川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)
・附則第3項の削除に伴い、附則第4項を第3項に改める。

補正後

<附則第3項 従前の例>

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
	1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
2. 格納容器スプレイ系									
a. 格納容器スプレイ系作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
b. 手動起動	—	モード1、2、3及び4	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
c. 格納容器圧力異常高	110 kPa [gage] 以下	モード1、2及び3	1 ^{※15}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※16} 。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			

※15：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
 ※16：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

補正前（2019年11月22日付 原発本第150号）

<附則第4項 従前の例>

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
	1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
2. 格納容器スプレイ系									
a. 格納容器スプレイ系作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
b. 手動起動	—	モード1、2、3及び4	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
c. 格納容器圧力異常高	110 kPa [gage] 以下	モード1、2及び3	4 ^{※15}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※16} 。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			

※15：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
 ※16：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

補正箇所

申請書の別添
 (川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)
 ・附則第3項の削除に伴い、附則第4項を第3項に改める。

補正後

<附則第3項 従前の例>

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
	1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
3. 格納容器隔離										
a. 格納容器隔離A										
(1) 格納容器隔離A 作動論理回路	—		モード1、2、3及び4	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係数長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直係長は、モード3にする。及び B. 2 当直係長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係数長
(2) 手動起動	—		モード1、2、3及び4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係数長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直係長は、モード3にする。及び B. 2 当直係長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係数長
(3) 格納容器スプレイ手動起動	機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照									
(4) 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照									
b. 格納容器隔離B										
(1) 格納容器隔離B 作動論理回路	—		モード1、2、3及び4	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係数長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直係長は、モード3にする。及び B. 2 当直係長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係数長
(2) 手動起動	機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照									
(3) 格納容器圧力異常高	機能2. 格納容器スプレイ系 c. 格納容器圧力異常高を参照									

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

<附則第4項 従前の例>

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
	1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
3. 格納容器隔離										
a. 格納容器隔離A										
(1) 格納容器隔離A 作動論理回路	—		モード1、2、3及び4	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係数長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直係長は、モード3にする。及び B. 2 当直係長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係数長
(2) 手動起動	—		モード1、2、3及び4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係数長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直係長は、モード3にする。及び B. 2 当直係長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係数長
(3) 格納容器スプレイ手動起動	機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照									
(4) 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照									
b. 格納容器隔離B										
(1) 格納容器隔離B 作動論理回路	—		モード1、2、3及び4	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係数長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直係長は、モード3にする。及び B. 2 当直係長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係数長
(2) 手動起動	機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照									
(3) 格納容器圧力異常高	機能2. 格納容器スプレイ系 c. 格納容器圧力異常高を参照									

補正箇所

申請書の別添
(川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)
・附則第3項の削除に伴い、附則第4項を第3項に改める。

補正後

< 附則第 3 項 従前の例 >

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
	1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
c. 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低による隔離									
(1) 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低による隔離作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。及び B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	発電課長
(2) 格納容器隔離A									
(3) 6.6kV非常用母線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード1、2、3及び4	1母線当たり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。及び B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	発電課長及び保修課長
d. 格納容器換気系隔離									
(1) 格納容器換気系隔離作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。及び B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
(2) 手動起動	格納容器スプレイ 格納容器隔離A	機能2、格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照 機能3、格納容器隔離 a. 格納容器隔離A (2) 手動起動を参照							
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1、非常用炉心冷却系を参照								

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

< 附則第 4 項 従前の例 >

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
	1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
c. 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低による隔離									
(1) 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低による隔離作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。及び B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	発電課長
(2) 格納容器隔離A									
(3) 6.6kV非常用母線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード1、2、3及び4	1母線当たり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。及び B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	発電課長及び保修課長
d. 格納容器換気系隔離									
(1) 格納容器換気系隔離作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。及び B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
(2) 手動起動	格納容器スプレイ 格納容器隔離A	機能2、格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照 機能3、格納容器隔離 a. 格納容器隔離A (2) 手動起動を参照							
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1、非常用炉心冷却系を参照								

補正箇所

申請書の別添
(川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)
・附則第3項の削除に伴い、附則第4項を第3項に改める。

補正後

<附則第3項 従前の例>

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			
	1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
4. 主蒸気ライン隔離	-		モード1、2 (c)及び3 (c)	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 1系統が動作不能である場合	A.1 1系統が動作不能である場合	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路						B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
b. 手動起動	-		モード1、2 (c)及び3 (c)	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 1チャンネルが動作不能である場合	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
						B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
c. 格納容器圧力異常高	73 kPa[gage]以下		モード1、2 (c)及び3 (c)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 1チャンネルが動作不能である場合	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指し値により確認する。	定期検査時	保修課長
						B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
d. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致	主蒸気流量高	機能1. 非常用炉心冷却系 g. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致を参照	モード1、2 (c)及び3 (c)	機能1. 非常用炉心冷却系 g. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致を参照							
	主蒸気ライン圧力低 1次冷却材平均温度異常低										

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

<附則第4項 従前の例>

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			
	1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
4. 主蒸気ライン隔離	-		モード1、2 (c)及び3 (c)	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 1系統が動作不能である場合	A.1 1系統が動作不能である場合	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路						B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
b. 手動起動	-		モード1、2 (c)及び3 (c)	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 1チャンネルが動作不能である場合	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
						B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
c. 格納容器圧力異常高	73 kPa[gage]以下		モード1、2 (c)及び3 (c)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 1チャンネルが動作不能である場合	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指し値により確認する。	定期検査時	保修課長
						B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
d. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致	主蒸気流量高	機能1. 非常用炉心冷却系 g. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致を参照	モード1、2 (c)及び3 (c)	機能1. 非常用炉心冷却系 g. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致を参照							
	主蒸気ライン圧力低 1次冷却材平均温度異常低										

補正箇所

申請書の別添
(川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)
・附則第3項の削除に伴い、附則第4項を第3項に改める。

補正後

<附則第3項 従前の例>

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
	1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
5. 給水隔離										
a. 給水隔離作動論理回路	-		モード1、2 (e)及び3 (e)	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
b. 蒸気発生器水位異常高	計器スパンの80%以下		モード1、2 (e)及び3 (e)	1基当たり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
c. 非常用炉心冷却系作動										
機能1. 非常用炉心冷却系を参照										
d. 1次冷却材平均温度低 と原子炉トリップの一致	1次冷却材平均温度低	286.1℃以上	モード1、2 (f)及び3 (f)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
原子炉トリップ	表33-2 原子炉保護系計装を参照									

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

<附則第4項 従前の例>

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
	1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
5. 給水隔離										
a. 給水隔離作動論理回路	-		モード1、2 (e)及び3 (e)	2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
b. 蒸気発生器水位異常高	計器スパンの80%以下		モード1、2 (e)及び3 (e)	1基当たり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
c. 非常用炉心冷却系作動										
機能1. 非常用炉心冷却系を参照										
d. 1次冷却材平均温度低 と原子炉トリップの一致	1次冷却材平均温度低	286.1℃以上	モード1、2 (f)及び3 (f)	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
原子炉トリップ	表33-2 原子炉保護系計装を参照									

補正箇所

申請書の別添
(川内原子力発電所原子炉
施設保安規定変更前後
比較表の変更後欄)
・附則第3項の削除に伴い、附
則第4項を第3項に改める。

補正後

<附則第3項 従前の例>

機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. インターロック									
a. P-6	中間領域中性子束 7.5×10 ⁻¹¹ ～ 1.3×10 ⁻¹⁰ A	モード1及び 2 (b)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※17}	A.1 係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長はモード3にする。	12時間			
b. P-11	加圧器圧力 13.729±0.0325 MPa[gage]	モード1、2及び3 (a)	3	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※17}	A.1 係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
				B.2 当直課長は、モード4にする。	36時間				
c. P-12	1次冷却材平均温度 283.9±0.25 °C	モード1、2及び3 (d)	3	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※17}	A.1 係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
				B.2 当直課長は、モード4にする。	36時間				

※17：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連する作動機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。

補正前（2019年11月22日付 原発本第150号）

<附則第4項 従前の例>

機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. インターロック									
a. P-6	中間領域中性子束 7.5×10 ⁻¹¹ ～ 1.3×10 ⁻¹⁰ A	モード1及び 2 (b)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※17}	A.1 係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長はモード3にする。	12時間			
b. P-11	加圧器圧力 13.729±0.0325 MPa[gage]	モード1、2及び3 (a)	3	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※17}	A.1 係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
				B.2 当直課長は、モード4にする。	36時間				
c. P-12	1次冷却材平均温度 283.9±0.25 °C	モード1、2及び3 (d)	3	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ^{※17}	A.1 係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
				B.2 当直課長は、モード4にする。	36時間				

※17：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連する作動機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。

補正箇所

申請書の別添
(川内原子力発電所原子炉
施設保安規定変更前後
比較表の変更後欄)
・附則第3項の削除に伴い、附
則第4項を第3項に改める。

補正後

< 附則第3項 従前の例 >

表 33-4 事故時監視計装

項目	機能	適用モード	所要チャンネル数	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※18}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1次冷却系計装 ^{※19}	1次冷却材圧力(広域)	モード1、2及び3	2	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
	加圧器水位		2						
	1次冷却材温度(広域)(高温側)		3						
	1次冷却材温度(広域)(低温側)		3						
化学体積制御系計装 ^{※19}	ほう酸タンク水位		4	B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに			
主蒸気及び給水、補助給水系計装 ^{※19}	主蒸気ライン圧力	各7台2							
	復水タンク水位	2							
	蒸気発生器水位(広域)	3							
	蒸気発生器水位(狭域)	各SG2							
燃料取扱用水系計装 ^{※19}	補助給水流量		3	C. 1つの機能が動作不能である場合	C.1 保修課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。又は、代替の監視手段を確保する。	10日	動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	当直課長
	燃料取扱用水タンク水位		2						
原子炉格納容器関連計装 ^{※19}	格納容器再循環サンプ水位(広域)		2	D. 条件Cの措置を完了した時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。及び D.2 当直課長は、モード4にする。	12時間			
	格納容器再循環サンプ水位(狭域)		2						
	格納容器圧力		2						
	格納容器内湿度		2						
	格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)		2						
	格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)		2						
原子炉補機冷却系計装 ^{※19}	原子炉補機冷却水サーージタンク水位		2	E. 1つの機能が動作不能である場合	E.1 保修課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。又は、代替の監視手段を確保する。	10日	動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	当直課長
制御用空気系計装	制御用空気圧力		2						
非常用炉心冷却系計装 ^{※19}	高圧安全注入流量		4						
	低圧安全注入流量		4						

※18：チャンネルごと、機能ごとに個別の条件が適用される。
 ※19：各計装が動作不能時は、第83条(表83-16)の運転上の制限も確認する。

補正前(2019年11月22日付 原発本第150号)

< 附則第4項 従前の例 >

表 33-4 事故時監視計装

項目	機能	適用モード	所要チャンネル数	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※18}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1次冷却系計装 ^{※19}	1次冷却材圧力(広域)	モード1、2及び3	2	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
	加圧器水位		2						
	1次冷却材温度(広域)(高温側)		3						
	1次冷却材温度(広域)(低温側)		3						
化学体積制御系計装 ^{※19}	ほう酸タンク水位		4	B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに			
主蒸気及び給水、補助給水系計装 ^{※19}	主蒸気ライン圧力	各7台2							
	復水タンク水位	2							
	蒸気発生器水位(広域)	3							
	蒸気発生器水位(狭域)	各SG2							
燃料取扱用水系計装 ^{※19}	補助給水流量		3	C. 1つの機能が動作不能である場合	C.1 保修課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。又は、代替の監視手段を確保する。	10日	動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	当直課長
	燃料取扱用水タンク水位		2						
原子炉格納容器関連計装 ^{※19}	格納容器再循環サンプ水位(広域)		2	D. 条件Cの措置を完了した時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。及び D.2 当直課長は、モード4にする。	12時間			
	格納容器再循環サンプ水位(狭域)		2						
	格納容器圧力		2						
	格納容器内湿度		2						
	格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)		2						
	格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)		2						
原子炉補機冷却系計装 ^{※19}	原子炉補機冷却水サーージタンク水位		2	E. 1つの機能が動作不能である場合	E.1 保修課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。又は、代替の監視手段を確保する。	10日	動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	当直課長
制御用空気系計装	制御用空気圧力		2						
非常用炉心冷却系計装 ^{※19}	高圧安全注入流量		4						
	低圧安全注入流量		4						

※18：チャンネルごと、機能ごとに個別の条件が適用される。
 ※19：各計装が動作不能時は、第83条(表83-16)の運転上の制限も確認する。

補正箇所

申請書の別添
 (川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)
 ・附則第3項の削除に伴い、附則第4項を第3項に改める。

補正後

<附則第3項 従前の例>

表 33-6 中央制御室非常用循環系計装

機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路	—	モード1、2、3、4及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
				B. 2系統が動作不能である場合	B.1 係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。	10日			
				C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。	速やかに			
2. 手動起動	—	モード1、2、3、4及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統 ^{※14}	D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D.2 係修課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※10} 。	速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
				A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日			
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	10日			
3. 非常用炉心冷却系作動	—	モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統 ^{※14}	C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。	速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
				D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D.2 係修課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※10} 。	速やかに			
				A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日			

表 33-3 機能1. 非常用炉心冷却系を参照

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

<附則第4項 従前の例>

表 33-6 中央制御室非常用循環系計装

機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路	—	モード1、2、3、4及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統 ^{※14}	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
				B. 2系統が動作不能である場合	B.1 係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。	10日			
				C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。	速やかに			
2. 手動起動	—	モード1、2、3、4及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統 ^{※14}	D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D.2 係修課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※10} 。	速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
				A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日			
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	10日			
3. 非常用炉心冷却系作動	—	モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統 ^{※14}	C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。	速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
				D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D.2 係修課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※10} 。	速やかに			
				A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日			

表 33-3 機能1. 非常用炉心冷却系を参照

補正箇所

申請書の別添

(川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)
・附則第3項の削除に伴い、附則第4項を第3項に改める。

補正後

<附則第3項 従前の例>

表 33-7 中央制御室外原子炉停止装置

機 能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 ^{※20}			確認事項		
		条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
ほう酸ポンプ	モード1、2及び3	A.1つの機能が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
		B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
充てん/高圧注入ポンプ 抽出オフィス隔離弁 海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 加圧器後備ヒータ 電動補助給水ポンプ	モード1、2、3及び4	A.1つの機能が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
		B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
余熱除去ポンプ	モード4	A.1つの機能が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
		B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード5にする。	56時間			

※20：機能ごとに個別の条件が適用される。

補正前（2019年11月22日付 原発本第150号）

<附則第4項 従前の例>

表 33-7 中央制御室外原子炉停止装置

機 能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 ^{※20}			確認事項		
		条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
ほう酸ポンプ	モード1、2及び3	A.1つの機能が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
		B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
充てん/高圧注入ポンプ 抽出オフィス隔離弁 海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 加圧器後備ヒータ 電動補助給水ポンプ	モード1、2、3及び4	A.1つの機能が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
		B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
余熱除去ポンプ	モード4	A.1つの機能が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
		B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード5にする。	56時間			

※20：機能ごとに個別の条件が適用される。

補正箇所

申請書の別添
(川内原子力発電所原子炉
施設保安規定変更前後
比較表の変更後欄)
・附則第3項の削除に伴い、附
則第4項を第3項に改める。

補正後

<附則第3項 従前の例>

機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 ^{*20}			確認事項		
		条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
加圧器圧力	モード1、2及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長
			B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
蒸気発生器広域水位 蒸気ライン圧力 加圧器水位	モード1、2、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長
			B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
中性子束（中性子源領域）	モード2（P-6バケツが未満）、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長
			B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
1次冷却材圧力（広域） 1次冷却材温度（広域）（低温側）	モード3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長
			B.1 当直課長は、モード5にする。	56時間			

補正前（2019年11月22日付 原発本第150号）

<附則第4項 従前の例>

機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 ^{*20}			確認事項		
		条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
加圧器圧力	モード1、2及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長
			B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
蒸気発生器広域水位 蒸気ライン圧力 加圧器水位	モード1、2、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長
			B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
中性子束（中性子源領域）	モード2（P-6バケツが未満）、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長
			B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
1次冷却材圧力（広域） 1次冷却材温度（広域）（低温側）	モード3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長
			B.1 当直課長は、モード5にする。	56時間			

補正箇所

申請書の別添
（川内原子力発電所原子炉
施設保安規定変更前後
比較表の変更後欄）
・附則第3項の削除に伴い、附
則第4項を第3項に改める。

補正箇所

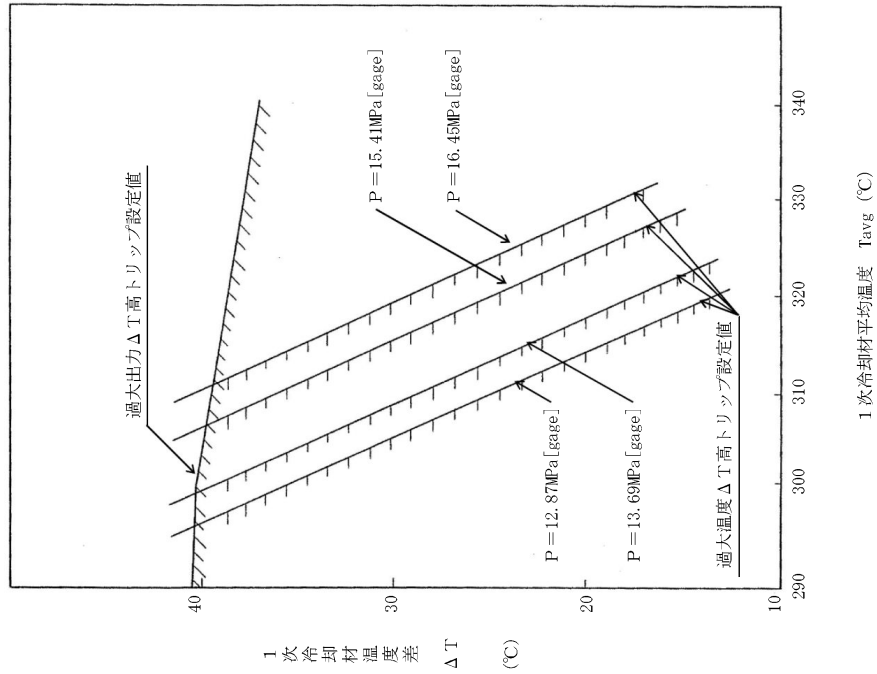
申請書の別添
 (1)内原子力発電所原子炉
 施設保安規定変更前後
 比較表の変更(後欄)

・附則第3項の削除に伴い、
 附則第4項を第3項に改め
 る。

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

<附則第4項 従前の例>

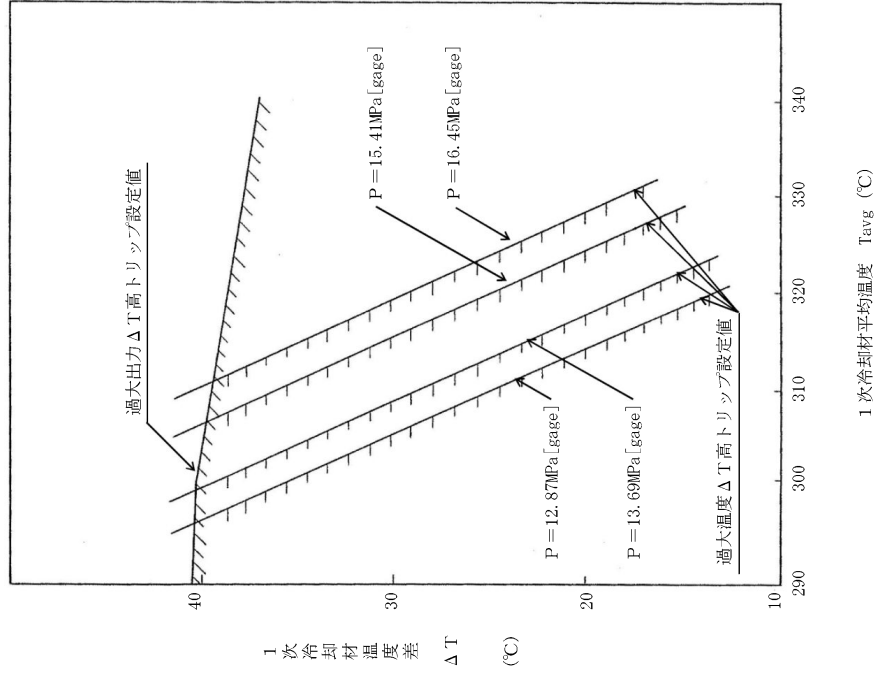
図 34-1 過大温度 ΔT 高及び過大出力 ΔT 高トリップ設定値制限図



補正後

<附則第3項 従前の例>

図 34-1 過大温度 ΔT 高及び過大出力 ΔT 高トリップ設定値制限図



補正箇所	補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)	補正後																																
<p>申請書の別添 (川内原子力発電所原子炉施設保安規程変更前後比較表の変更後欄)</p> <p>・附則第3項の削除に伴い、附則第4項を第3項に改める。</p>	<p><附則第4項 従前の例> (加圧器)</p> <p>第42条 モード1、2及び3において、加圧器は、表42-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 加圧器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2及び3において、12時間に1回、加圧器の水位を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2及び3において、1週間に1回、加圧器とタータ2系統が所内非常用母線から受電していることを確認する。</p> <p>3 当直課長は、加圧器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表42-2の措置を講じる。</p> <p>表42-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器</td> <td>(1)加圧器の水位が計器スパンの92%以下であること※1 (2)所内非常用母線から受電している加圧器とタータ2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：加圧器気相部消滅操作開始からモード4になるまで、及びモード3となつてから加圧器気相部生成操作完了までを除く。</p> <p>表42-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 加圧器水位が計器スパンの92%を超えた場合</td> <td>A.1 当直課長は、モード3にし、原子炉トリップしや断器を開く。 及び A.2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>12時間 36時間</td> </tr> <tr> <td>B. 所内非常用母線から受電している加圧器とタータ1系統が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該加圧器とタータを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 及び C.2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>12時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	加圧器	(1)加圧器の水位が計器スパンの92%以下であること※1 (2)所内非常用母線から受電している加圧器とタータ2系統が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 加圧器水位が計器スパンの92%を超えた場合	A.1 当直課長は、モード3にし、原子炉トリップしや断器を開く。 及び A.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	B. 所内非常用母線から受電している加圧器とタータ1系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該加圧器とタータを動作可能な状態に復旧する。	72時間	C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 及び C.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	<p><附則第3項 従前の例> (加圧器)</p> <p>第42条 モード1、2及び3において、加圧器は、表42-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 加圧器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2及び3において、12時間に1回、加圧器の水位を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2及び3において、1週間に1回、加圧器とタータ2系統が所内非常用母線から受電していることを確認する。</p> <p>3 当直課長は、加圧器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表42-2の措置を講じる。</p> <p>表42-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器</td> <td>(1)加圧器の水位が計器スパンの92%以下であること※1 (2)所内非常用母線から受電している加圧器とタータ2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：加圧器気相部消滅操作開始からモード4になるまで、及びモード3となつてから加圧器気相部生成操作完了までを除く。</p> <p>表42-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 加圧器水位が計器スパンの92%を超えた場合</td> <td>A.1 当直課長は、モード3にし、原子炉トリップしや断器を開く。 及び A.2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>12時間 36時間</td> </tr> <tr> <td>B. 所内非常用母線から受電している加圧器とタータ1系統が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該加圧器とタータを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 及び C.2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>12時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	加圧器	(1)加圧器の水位が計器スパンの92%以下であること※1 (2)所内非常用母線から受電している加圧器とタータ2系統が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 加圧器水位が計器スパンの92%を超えた場合	A.1 当直課長は、モード3にし、原子炉トリップしや断器を開く。 及び A.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	B. 所内非常用母線から受電している加圧器とタータ1系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該加圧器とタータを動作可能な状態に復旧する。	72時間	C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 及び C.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間
項目	運転上の制限																																	
加圧器	(1)加圧器の水位が計器スパンの92%以下であること※1 (2)所内非常用母線から受電している加圧器とタータ2系統が動作可能であること																																	
条件	要求される措置	完了時間																																
A. 加圧器水位が計器スパンの92%を超えた場合	A.1 当直課長は、モード3にし、原子炉トリップしや断器を開く。 及び A.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間																																
B. 所内非常用母線から受電している加圧器とタータ1系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該加圧器とタータを動作可能な状態に復旧する。	72時間																																
C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 及び C.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間																																
項目	運転上の制限																																	
加圧器	(1)加圧器の水位が計器スパンの92%以下であること※1 (2)所内非常用母線から受電している加圧器とタータ2系統が動作可能であること																																	
条件	要求される措置	完了時間																																
A. 加圧器水位が計器スパンの92%を超えた場合	A.1 当直課長は、モード3にし、原子炉トリップしや断器を開く。 及び A.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間																																
B. 所内非常用母線から受電している加圧器とタータ1系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該加圧器とタータを動作可能な状態に復旧する。	72時間																																
C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 及び C.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間																																

補正箇所	補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)	補正後																																												
<p>申請書の別添 (川内原子力発電所原子炉施設保安規定制度変更前後比較表の変更後欄)</p> <p>・附則第3項の削除に伴い、附則第4項を第3項に改める。</p>	<p>補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)</p> <p><附則第4項 従前の例></p> <p>83-15-4 蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用) からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="363 987 619 1839"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用) からの給電</td> <td>(1) 蓄電池 (安全防護系用) からの電源系1系統が動作可能であること (2) 蓄電池 (重大事故等対処用) からの電源系1系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>蓄電池 (安全防護系用) 蓄電池 (重大事故等対処用)</td> </tr> <tr> <td>所要数</td> <td>1組 1組</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="683 987 879 1839"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用)</td> <td>蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用) が健全であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用)</td> <td>蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用) の蓄電池端子電圧が126.0V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用) からの給電	(1) 蓄電池 (安全防護系用) からの電源系1系統が動作可能であること (2) 蓄電池 (重大事故等対処用) からの電源系1系統が動作可能であること	適用モード	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	設備	蓄電池 (安全防護系用) 蓄電池 (重大事故等対処用)	所要数	1組 1組	項目	確認事項	頻度	担当	蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用)	蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用) が健全であることを確認する。	定期検査時	保修課長	蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用)	蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用) の蓄電池端子電圧が126.0V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直課長	<p><附則第3項 従前の例></p> <p>83-15-4 蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用) からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="363 87 619 943"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用) からの給電</td> <td>(1) 蓄電池 (安全防護系用) からの電源系1系統が動作可能であること (2) 蓄電池 (重大事故等対処用) からの電源系1系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>蓄電池 (安全防護系用) 蓄電池 (重大事故等対処用)</td> </tr> <tr> <td>所要数</td> <td>1組 1組</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="683 87 879 943"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用)</td> <td>蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用) が健全であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用)</td> <td>蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用) の蓄電池端子電圧が126.0V以上であることを確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用) からの給電	(1) 蓄電池 (安全防護系用) からの電源系1系統が動作可能であること (2) 蓄電池 (重大事故等対処用) からの電源系1系統が動作可能であること	適用モード	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	設備	蓄電池 (安全防護系用) 蓄電池 (重大事故等対処用)	所要数	1組 1組	項目	確認事項	頻度	担当	蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用)	蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用) が健全であることを確認する。	定期検査時	保修課長	蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用)	蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用) の蓄電池端子電圧が126.0V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直課長
項目	運転上の制限																																													
蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用) からの給電	(1) 蓄電池 (安全防護系用) からの電源系1系統が動作可能であること (2) 蓄電池 (重大事故等対処用) からの電源系1系統が動作可能であること																																													
適用モード	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間																																													
設備	蓄電池 (安全防護系用) 蓄電池 (重大事故等対処用)																																													
所要数	1組 1組																																													
項目	確認事項	頻度	担当																																											
蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用)	蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用) が健全であることを確認する。	定期検査時	保修課長																																											
蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用)	蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用) の蓄電池端子電圧が126.0V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直課長																																											
項目	運転上の制限																																													
蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用) からの給電	(1) 蓄電池 (安全防護系用) からの電源系1系統が動作可能であること (2) 蓄電池 (重大事故等対処用) からの電源系1系統が動作可能であること																																													
適用モード	モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間																																													
設備	蓄電池 (安全防護系用) 蓄電池 (重大事故等対処用)																																													
所要数	1組 1組																																													
項目	確認事項	頻度	担当																																											
蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用)	蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用) が健全であることを確認する。	定期検査時	保修課長																																											
蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用)	蓄電池 (安全防護系用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用) の蓄電池端子電圧が126.0V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直課長																																											

補正箇所

申請書の別添
 (川内原子力発電所原子炉
 施設保安規定変更前後
 比較表の変更後欄)

・附則第3項の削除に伴い、
 附則第4項を第3項に改め
 る。

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

<附則第4項 従前の例>

(3) 要求される措置

適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間
モード 1、2、 3及び4	A. 蓄電池 (安全防護 系用) 又は蓄電池 (重大事故等対処 用) からの電源系 が動作不能である 場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起 動し、動作可能であることを確認する ^{※1} 。 及び A.2 保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ 重大事故等対処設備 ^{※2} が動作可能である ことを確認する ^{※3} 。 及び A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に 復旧する。	4時間 72時間 30日
モード 5、6及 び使用済 燃料ピツ トに燃料 体を貯蔵 している 期間	B. 条件Aの措置を完 了時間内に達成で きない場合 A. 蓄電池 (安全防護 系用) 又は蓄電池 (重大事故等対処 用) からの電源系 が動作不能である 場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード5にする。 A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に 復旧する措置を開始する。 及び A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行って いる場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) 又はモード6 (キヤピライ低水位) の場合、 1次系保有水を回復する措置を開始する。 及び A.4 保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ 重大事故等対処設備 ^{※2} が動作可能である ことを確認する ^{※3} 。	12時間 56時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※1：残りのディーゼル発電機1基については、至近の記録等により動作可能であることを確認す
る。

※2：大容量空冷式発電機をいう。

※3：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

補正後

<附則第3項 従前の例>

(3) 要求される措置

適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間
モード 1、2、 3及び4	A. 蓄電池 (安全防護 系用) 又は蓄電池 (重大事故等対処 用) からの電源系 が動作不能である 場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起 動し、動作可能であることを確認する ^{※1} 。 及び A.2 保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ 重大事故等対処設備 ^{※2} が動作可能である ことを確認する ^{※3} 。 及び A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に 復旧する。	4時間 72時間 30日
モード 5、6及 び使用済 燃料ピツ トに燃料 体を貯蔵 している 期間	B. 条件Aの措置を完 了時間内に達成で きない場合 A. 蓄電池 (安全防護 系用) 又は蓄電池 (重大事故等対処 用) からの電源系 が動作不能である 場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード5にする。 A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に 復旧する措置を開始する。 及び A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行って いる場合は、水抜きを中止する。 及び A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) 又はモード6 (キヤピライ低水位) の場合、 1次系保有水を回復する措置を開始する。 及び A.4 保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ 重大事故等対処設備 ^{※2} が動作可能である ことを確認する ^{※3} 。	12時間 56時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※1：残りのディーゼル発電機1基については、至近の記録等により動作可能であることを確認す
る。

※2：大容量空冷式発電機をいう。

※3：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

補正箇所

申請書の別添
(川内原子力発電所原子炉
施設保安規定変更前後
比較表の変更後欄)

・附則第3項の削除に伴い、
附則第4項を第3項と改め
る。

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

<附則第4項 従前の例>

表 87-1

Table with 5 columns: 国名本文, 点検対象機器, 点検対象機器の種類, 点検の頻度, 実施時期. Rows include items 69, 71, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92.

※3：運転上の理由等により稼働しなくなった機器は、その全ての稼働しなくなった日から3か月以内の期間内に稼働しなおすこととする。ただし、異常な理由により稼働しなくなった機器については、稼働しなおすことができない場合は、その旨を点検時に報告することとする。

補正後

<附則第3項 従前の例>

表 87-1

Table with 5 columns: 国名本文, 点検対象機器, 点検対象機器の種類, 点検の頻度, 実施時期. Rows include items 69, 71, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92.

※3：運転上の理由等により稼働しなくなった機器は、その全ての稼働しなくなった日から3か月以内の期間内に稼働しなおすこととする。ただし、異常な理由により稼働しなくなった機器については、稼働しなおすことができない場合は、その旨を点検時に報告することとする。

補正箇所	補正前（2019年11月22日付 原発本第150号）	補正後
<p>申請書の別添 (1)内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)</p> <p>・附則第3項の削除に伴い、附則第4項を第3項に改める。</p>	<p>表-8</p> <p>＜附則第4項 従前の例＞</p> <p>添付1 異常時の運転操作基準（第90条関連）</p> <p>対象ベース運転操作基準</p> <p>4. サポート系の確保 (1) 全交流動力電源喪失</p> <p>① 目的 ・全ての交流動力電源が喪失した状態でプラントを安定させ、早期に電源を回復させる。</p> <p>② 導入条件 ・全ての非常用母線及び常用母線の電圧が零ボルト</p> <p>③ 主な監視操作内容 <u>原子炉トリップの確認</u> 1. 原子炉トリップの確認を行う。</p> <p><u>タービン・発電機トリップの確認</u> 1. タービントリップ、発電機トリップの確認を行う。</p> <p><u>全交流動力電源喪失判断</u> 1. 外部電源喪失、ディーゼル発電機起動不能等により所内電源が喪失したことを確認する。 2. 交流動力電源の早期回復不能を判断し、全交流動力電源喪失時の処置を開始する。</p> <p><u>1次系からの漏えいの有無及び漏えい規模の確認</u> 1. 1次冷却材漏えいの有無及び漏えい規模を判断する。 2. 1次冷却材漏えいの規模が小さい場合は、代替電源の確保、代替炉心注水の準備、アニュウラス空気浄化系及び中央制御室空調系の準備並びに原子炉格納容器内自然対流冷却の準備を行う。</p> <p><u>補助給水流量の確認</u> 1. 補助給水流量により補助給水機能が健全であることを確認する。</p> <p><u>2次系による強制冷却</u> 1. 補助給水機能が確保されれば、主蒸気逃がし弁を現場手動にて全開とし、強制冷却を行う。 2. 1次系の減圧により、蓄圧注入系が動作していることを確認する。</p> <p><u>使用済燃料ピット冷却状態確認及び保水確保</u> 1. 使用済燃料ピットの冷却状態を確認し、水位低下が見られれば必要に応じて水補給を行う。</p> <p><u>代替電源からの受電</u> 1. 代替電源（大容量空冷式発電機等）から受電したことを確認する。</p> <p><u>所内直流電源の確保</u> 1. 代替電源からの給電が長期にわたり行えない場合は、蓄電池（重大事故等対処用）からの受電や不要な直流負荷を切り離す。</p> <p><u>1次冷却材ポンプ封水系統、原子炉補機冷却水系統の隔離</u> 1. 1次冷却材ポンプ封水系統及び原子炉補機冷却水系統の隔離を行う。</p> <p><u>蓄圧タンク隔離</u> 1. 1次冷却材圧力が蓄圧タンクからの発着ガスの混入を防止するための圧力となり、代替電源からの給電が可能となれば蓄圧タンクの出口弁を閉止する。</p>	<p>表-8</p> <p>＜附則第3項 従前の例＞</p> <p>添付1 異常時の運転操作基準（第90条関連）</p> <p>対象ベース運転操作基準</p> <p>4. サポート系の確保 (1) 全交流動力電源喪失</p> <p>① 目的 ・全ての交流動力電源が喪失した状態でプラントを安定させ、早期に電源を回復させる。</p> <p>② 導入条件 ・全ての非常用母線及び常用母線の電圧が零ボルト</p> <p>③ 主な監視操作内容 <u>原子炉トリップの確認</u> 1. 原子炉トリップの確認を行う。</p> <p><u>タービン・発電機トリップの確認</u> 1. タービントリップ、発電機トリップの確認を行う。</p> <p><u>全交流動力電源喪失判断</u> 1. 外部電源喪失、ディーゼル発電機起動不能等により所内電源が喪失したことを確認する。 2. 交流動力電源の早期回復不能を判断し、全交流動力電源喪失時の処置を開始する。</p> <p><u>1次系からの漏えいの有無及び漏えい規模の確認</u> 1. 1次冷却材漏えいの有無及び漏えい規模を判断する。 2. 1次冷却材漏えいの規模が小さい場合は、代替電源の確保、代替炉心注水の準備、アニュウラス空気浄化系及び中央制御室空調系の準備並びに原子炉格納容器内自然対流冷却の準備を行う。</p> <p><u>補助給水流量の確認</u> 1. 補助給水流量により補助給水機能が健全であることを確認する。</p> <p><u>2次系による強制冷却</u> 1. 補助給水機能が確保されれば、主蒸気逃がし弁を現場手動にて全開とし、強制冷却を行う。 2. 1次系の減圧により、蓄圧注入系が動作していることを確認する。</p> <p><u>使用済燃料ピット冷却状態確認及び保水確保</u> 1. 使用済燃料ピットの冷却状態を確認し、水位低下が見られれば必要に応じて水補給を行う。</p> <p><u>代替電源からの受電</u> 1. 代替電源（大容量空冷式発電機等）から受電したことを確認する。</p> <p><u>所内直流電源の確保</u> 1. 代替電源からの給電が長期にわたり行えない場合は、蓄電池（重大事故等対処用）からの受電や不要な直流負荷を切り離す。</p> <p><u>1次冷却材ポンプ封水系統、原子炉補機冷却水系統の隔離</u> 1. 1次冷却材ポンプ封水系統及び原子炉補機冷却水系統の隔離を行う。</p> <p><u>蓄圧タンク隔離</u> 1. 1次冷却材圧力が蓄圧タンクからの発着ガスの混入を防止するための圧力となり、代替電源からの給電が可能となれば蓄圧タンクの出口弁を閉止する。</p>

<p>補正箇所</p> <p>申請書の別添 (川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)</p> <p>・ 附則第3項の削除に伴い、附則第4項を第3項に改める。</p>	<p>補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)</p> <p>＜附則第4項 従前の例＞</p> <p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 表-14 電源の確保に関する手順等</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 優先順位 代替電源の給電手順の優先順位は、大容量空冷式発電機、号炉間融通ケーブル、発電機車(中容量発電機車又は高圧発電機車)、予備ケーブル(号炉間電力融通用)の順で使用する。</p> <p>代替電源(直流)による給電</p> <p>1 蓄電池(安全防衛系用)による代替電源(直流)からの給電 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、蓄電池(安全防衛系用)により非常用直流母線へ給電する。全交流動力電源喪失発生後8時間以内を目安に現場で不要直流負荷の切離しを行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失により、交流電源から非常用直流母線への給電が母線電圧等にて確認できない場合</p> <p>2 蓄電池(重大事故等対処用)による代替電源(直流)からの給電 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、蓄電池(安全防衛系用)の電圧が許容最低電圧値以下となる前までに、蓄電池(重大事故等対処用)により非常用直流母線へ給電する。全交流動力電源喪失発生後8時間以内を目安に現場で不要直流負荷の切離しを行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に直流電源用発電機及び可搬型直流変換器の準備が完了するまでに、直流母線電圧が許容最低電圧値(108V)以上を維持できない場合</p> <p>3 直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源(直流)からの給電 当直課長は、蓄電池(重大事故等対処用)の電圧が低下する前までに、直流電源用発電機及び可搬型直流変換器により給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、代替電源(交流)設備による、代替電源(交流)からの給電が母線電圧等にて確認できない場合</p>	<p>補正後</p> <p>＜附則第3項 従前の例＞</p> <p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 表-14 電源の確保に関する手順等</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 優先順位 代替電源の給電手順の優先順位は、大容量空冷式発電機、号炉間融通ケーブル、発電機車(中容量発電機車又は高圧発電機車)、予備ケーブル(号炉間電力融通用)の順で使用する。</p> <p>代替電源(直流)による給電</p> <p>1 蓄電池(安全防衛系用)による代替電源(直流)からの給電 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、蓄電池(安全防衛系用)により非常用直流母線へ給電する。全交流動力電源喪失発生後8時間以内を目安に現場で不要直流負荷の切離しを行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失により、交流電源から非常用直流母線への給電が母線電圧等にて確認できない場合</p> <p>2 蓄電池(重大事故等対処用)による代替電源(直流)からの給電 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、蓄電池(安全防衛系用)の電圧が許容最低電圧値以下となる前までに、蓄電池(重大事故等対処用)により非常用直流母線へ給電する。全交流動力電源喪失発生後8時間以内を目安に現場で不要直流負荷の切離しを行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に直流電源用発電機及び可搬型直流変換器の準備が完了するまでに、直流母線電圧が許容最低電圧値(108V)以上を維持できない場合</p> <p>3 直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源(直流)からの給電 当直課長は、蓄電池(重大事故等対処用)の電圧が低下する前までに、直流電源用発電機及び可搬型直流変換器により給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、代替電源(交流)設備による、代替電源(交流)からの給電が母線電圧等にて確認できない場合</p>
---	--	--

<p>補正箇所</p> <p>申請書の別添 (川内原子力発電所原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 附則第3項の削除に伴い、 附則第4項を第3項に改め る。 	<p>補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)</p> <p>＜附則第4項 従前の例＞</p> <p>表-14 電源の確保に関する手順等 続き</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3 悪影響防止</p> <p>号炉間電力融通ケーブルは、通常運転中は、遮断器及びケーブルにより他号炉とは隔離し、重大事故等時のみ接続する。</p> <p>大容量空冷式発電機や発電機車又は高圧発電機車、号炉間電力融通ケーブル又は予備ケーブル（号炉間電力融通用）を使用した号炉間融通により電源を給電する際、中央制御室で受電後の大型補機の自動起動を防止するため、大型補機の操作スイッチを「切引ロック」又は「切」にする。</p> <p>受電後の蓄電池の充電による水素発生防止のため、外気取入れ手動ダンパの「開」及び、蓄電池室排気ファン（重大事故等対処用）の起動により、蓄電池室の換気を行う。</p> </div>	<p>補正後</p> <p>＜附則第3項 従前の例＞</p> <p>表-14 電源の確保に関する手順等 続き</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3 悪影響防止</p> <p>号炉間電力融通ケーブルは、通常運転中は、遮断器及びケーブルにより他号炉とは隔離し、重大事故等時のみ接続する。</p> <p>大容量空冷式発電機や発電機車又は高圧発電機車、号炉間電力融通ケーブル又は予備ケーブル（号炉間電力融通用）を使用した号炉間融通により電源を給電する際、中央制御室で受電後の大型補機の自動起動を防止するため、大型補機の操作スイッチを「切引ロック」又は「切」にする。</p> <p>受電後の蓄電池の充電による水素発生防止のため、外気取入れ手動ダンパの「開」及び、蓄電池室排気ファン（重大事故等対処用）の起動により、蓄電池室の換気を行う。</p> </div>
---	---	---

補正箇所	補正前（2019年11月22日付 原発本第150号）	補正後
<p>申請書の別添 (1)内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)</p> <p>・ 附則第3項の削除に伴い、附則第4項を第3項に改める。</p>	<p>＜附則第4項 従前の例＞</p> <p>表-15 事故時の計装に関する手順等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>計器電源の喪失</p> <p>1 計器電源の喪失時の対応</p> <p>当直課長は、直流電源が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータを計測又は監視する。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失及び直流電源喪失</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失により計測に必要な計器電源が喪失した場合、大容量空冷式発電機、蓄電池（重大事故等対処用）及び直流電源用発電機等の運転により、計器へ給電する。</p> <p>代替電源の供給ができない場合は、特に重要なパラメータとして、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータを計測する計器については、温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、可搬型計測器を接続し計測する。ただし、可搬型計測器を用いずに直接確認できるものは現場で確認する。</p> <p>また、可搬型計測器の計測値を工学値に換算する換算表を準備する。</p> <p>可搬型計測器による計測においては、計測の選定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。</p> <p>ア 手順着手の判断基準</p> <p>直流電源が喪失した場合において、中央制御室でのパラメータ監視ができない場合</p> </div>	<p>＜附則第3項 従前の例＞</p> <p>表-15 事故時の計装に関する手順等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>計器電源の喪失</p> <p>1 計器電源の喪失時の対応</p> <p>当直課長は、直流電源が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータを計測又は監視する。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失及び直流電源喪失</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失により計測に必要な計器電源が喪失した場合、大容量空冷式発電機、蓄電池（重大事故等対処用）及び直流電源用発電機等の運転により、計器へ給電する。</p> <p>代替電源の供給ができない場合は、特に重要なパラメータとして、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータを計測する計器については、温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、可搬型計測器を接続し計測する。ただし、可搬型計測器を用いずに直接確認できるものは現場で確認する。</p> <p>また、可搬型計測器の計測値を工学値に換算する換算表を準備する。</p> <p>可搬型計測器による計測においては、計測の選定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視する。</p> <p>ア 手順着手の判断基準</p> <p>直流電源が喪失した場合において、中央制御室でのパラメータ監視ができない場合</p> </div>

<p>補正箇所</p> <p>申請書の別添 (川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)</p> <p>・附則第3項の削除に伴い、附則第4項を第3項に改める。</p>	<p>補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)</p> <p><附則第4項 従前の例></p> <p>表-15 事故時の計装に関する手順等 続き</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> パラメータの選定 炉心損傷防止対策及び原子炉格納容器破損防止対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態を監視する主要パラメータは、事象の判別を行う運転手順書の判断基準、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する運転手順書の適用条件、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書の適用条件及び技術的能力に係る審査基準1.1～1.10、1.13、1.14を満足するために必要なパラメータを選定する。 選定した主要パラメータ（パラメータの種類：原子炉容器内の温度、圧力及び水位、原子炉容器及び原子炉格納容器への注水量、原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率、未臨界の維持又は監視、最終ヒートシンクの確保、原子炉格納容器パイプスの監視、水源の確保及びエアユラス内の水素濃度）は、以下のとおり分類する。 原子炉施設の状態把握 設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力として、重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータを計測する計器の計測範囲、計器の個数を規定文書に明確に定める。 備からしさの考慮 圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態にならないとパラメータに不確かさが生じるため、計器が故障するまでの原子炉施設の状態及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。 原子炉格納容器内の水素濃度を装置の動作特性を用いて推定する場合は、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。 エアユラス内の水素濃度を推定する場合は、パラメータの相関関係を用いて、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。 なお、代替パラメータによる推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。 電源確保 全交流動力電源及び直流電源喪失時は、大容量空冷式発電機、蓄電池（重大事故等対処用）及び直流電源用発電機等の運転により、計器へ給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照 <p style="text-align: center;">< 中 略 ></p>	<p>補正後</p> <p><附則第3項 従前の例></p> <p>表-15 事故時の計装に関する手順等 続き</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> パラメータの選定 炉心損傷防止対策及び原子炉格納容器破損防止対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態を監視する主要パラメータは、事象の判別を行う運転手順書の判断基準、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する運転手順書の適用条件、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書の適用条件及び技術的能力に係る審査基準1.1～1.10、1.13、1.14を満足するために必要なパラメータを選定する。 選定した主要パラメータ（パラメータの種類：原子炉容器内の温度、圧力及び水位、原子炉容器及び原子炉格納容器への注水量、原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率、未臨界の維持又は監視、最終ヒートシンクの確保、原子炉格納容器パイプスの監視、水源の確保及びエアユラス内の水素濃度）は、以下のとおり分類する。 原子炉施設の状態把握 設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力として、重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータを計測する計器の計測範囲、計器の個数を規定文書に明確に定める。 備からしさの考慮 圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態にならないとパラメータに不確かさが生じるため、計器が故障するまでの原子炉施設の状態及び事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。 原子炉格納容器内の水素濃度を装置の動作特性を用いて推定する場合は、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。 エアユラス内の水素濃度を推定する場合は、パラメータの相関関係を用いて、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。 なお、代替パラメータによる推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を考慮する。 電源確保 全交流動力電源及び直流電源喪失時は、大容量空冷式発電機、蓄電池（重大事故等対処用）及び直流電源用発電機等の運転により、計器へ給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照 <p style="text-align: center;">< 中 略 ></p>
--	---	---

補正箇所

申請書の別添
(川内原子力発電所原子炉
施設保安規定変更前後
比較表の変更後欄)

・附則第3項の削除に伴い、
附則第4項を第3項に改め
る。

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

<附則第4項 従前の例>

表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (4/5)

操作 手順 No	対応手段	要員	要員数	想定時間
13	移動式大容量ポンプ車及び放水砲による使用済燃料ピットへの放水	保修対応要員	6	1時間20分
		保修対応要員	6	1時間20分
	取水用水中ポンプ用発電機への燃料補給*	保修対応要員	1	15分
		運転員等 (中央制御室、現場)	2	
	大容量空冷式発電機による代替電源(交流)からの給電*	保修対応要員	6	1時間25分
		運転員等 (中央制御室、現場)	4	
	男房間電力継連ケーブルを使用した男房間継連による代替電源(交流)からの給電	保修対応要員	3	1時間50分
		運転員等 (中央制御室、現場)	2	
	発電機車(高圧発電機車)による代替電源(交流)からの給電	保修対応要員	5	2時間40分
		運転員等 (中央制御室、現場)	2	
	発電機車(中容量発電機車)による代替電源(交流)からの給電	保修対応要員	20	3時間
		運転員等 (中央制御室、現場)	4	
14	予備ケーブルを使用した男房間継連による代替電源(交流)からの給電	保修対応要員	2	52分
		運転員等 (中央制御室、現場)	2	
	充電器の受電操作 (充電器(重大事故等対策用蓄電池用及び安全防護系用)の受電操作)*	保修対応要員	2	25分
		運転員等 (中央制御室、現場)	2	
	蓄電池(重大事故等対策用)による代替電源(直流)からの給電*	保修対応要員	5	2時間
		運転員等 (中央制御室、現場)	2	
	代替電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源(直流)からの給電	保修対応要員	8	6時間
		運転員等 (中央制御室、現場)	6	
	代替電源内電気設備による給電(発電機車)	保修対応要員	6	1時間20分
		運転員等 (中央制御室、現場)	6	
	代替電源内電気設備による給電(大容量空冷式発電機)	保修対応要員	6	1時間20分
		運転員等 (現場)	1	
	代替電源内電気設備による給電(発電機車)	保修対応要員	6	1時間55分
		運転員等 (現場)	8	
	大容量空冷式発電機用燃料タンクへの燃料補給*	保修対応要員	6	1時間20分
		運転員等 (現場)	6	
	高圧発電機車への燃料補給	保修対応要員	6	1時間20分
		運転員等 (現場)	6	
	中容量発電機車への燃料補給	保修対応要員	6	1時間20分
		運転員等 (現場)	6	
	直流通電源用発電機への燃料補給	保修対応要員	6	1時間55分
		運転員等 (現場)	6	

※有効性評価の重要事故シナシスに係る対応手段

補正後

<附則第3項 従前の例>

表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (4/5)

操作 手順 No	対応手段	要員	要員数	想定時間
13	移動式大容量ポンプ車及び放水砲による使用済燃料ピットへの放水	保修対応要員	6	1時間20分
		保修対応要員	6	1時間20分
	取水用水中ポンプ用発電機への燃料補給*	保修対応要員	1	15分
		運転員等 (中央制御室、現場)	2	
	大容量空冷式発電機による代替電源(交流)からの給電*	保修対応要員	6	1時間25分
		運転員等 (中央制御室、現場)	4	
	発電機車(高圧発電機車)による代替電源(交流)からの給電	保修対応要員	3	1時間50分
		運転員等 (中央制御室、現場)	2	
	発電機車(中容量発電機車)による代替電源(交流)からの給電	保修対応要員	5	2時間40分
		運転員等 (中央制御室、現場)	2	
14	予備ケーブルを使用した男房間継連による代替電源(交流)からの給電	保修対応要員	2	52分
		運転員等 (中央制御室、現場)	2	
	充電器の受電操作 (充電器(重大事故等対策用蓄電池用及び安全防護系用)の受電操作)*	保修対応要員	2	25分
		運転員等 (中央制御室、現場)	2	
	蓄電池(重大事故等対策用)による代替電源(直流)からの給電*	保修対応要員	5	2時間
		運転員等 (中央制御室、現場)	2	
	代替電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源(直流)からの給電	保修対応要員	6	1時間55分
		運転員等 (現場)	8	
	代替電源内電気設備による給電(発電機車)	保修対応要員	6	1時間20分
		運転員等 (現場)	6	
	代替電源内電気設備による給電(大容量空冷式発電機)	保修対応要員	6	1時間20分
		運転員等 (現場)	6	
	代替電源内電気設備による給電(発電機車)	保修対応要員	6	1時間55分
		運転員等 (現場)	6	

※有効性評価の重要事故シナシスに係る対応手段

<p>補正箇所</p> <p>申請書の別添 ①川内原子力発電所原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄)</p>	<p>補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)</p> <p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 表-14 電源の確保に関する手順等</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 優先順位 代替電源の給電手順の優先順位は、大容量空冷式発電機、号が間継通ケーブル、発電機車(中容量発電機車又は高圧発電機車)、予備ケーブル(号が間電力継通用)の順で使用する。</p> <p>代替電源(直流)による給電</p> <p>1 蓄電池(安全防護系用)による代替電源(直流)からの給電 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、蓄電池(安全防護系用)により非常用直流母線へ給電する。全交流動力電源喪失発生後、1時間を目安に中央制御室及び隣接する1次系継電器室で不要直流負荷の切り離しを行い、8時間以内を目安に現場で不要直流負荷の切離しを行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失により、交流電源から非常用直流母線への給電が母線電圧等にて確認できない場合</p> <p>2 蓄電池(重大事故等対処用)による代替電源(直流)からの給電 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、蓄電池(安全防護系用)の電圧が許容最低電圧値以下となる前までに、蓄電池(重大事故等対処用)により非常用直流母線へ給電する。全交流動力電源喪失発生後、8時間以内を目安に現場で不要直流負荷の切離しを行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に直流電源用発電機及び可搬型直流変換器の準備が完了するまでに、直流母線電圧が許容最低電圧値(108V)以上を維持できない場合</p> <p>3 蓄電池(3系統目)による代替電源(直流)からの給電 当直課長は、全交流動力電源喪失発生後、蓄電池(安全防護系用)及び蓄電池(重大事故等対処用)の電圧が許容最低電圧値以下となる前までに、蓄電池(3系統目)により非常用直流母線へ給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に直流電源用発電機及び可搬型直流変換器の準備が完了するまでに、直流母線電圧が蓄電池(安全防護系用)及び蓄電池(重大事故等対処用)の故障等により許容最低電圧値(108V)以上を維持できない場合</p> <p>4 直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源(直流)からの給電 当直課長は、蓄電池(重大事故等対処用)又は蓄電池(3系統目)の電圧が低下する前までに、直流電源用発電機及び可搬型直流変換器により給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p><中 略></p>	<p>補正後</p> <p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 表-14 電源の確保に関する手順等</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 優先順位 代替電源の給電手順の優先順位は、大容量空冷式発電機、号が間継通ケーブル、発電機車(中容量発電機車又は高圧発電機車)、予備ケーブル(号が間電力継通用)の順で使用する。</p> <p>代替電源(直流)による給電</p> <p>1 蓄電池(安全防護系用)による代替電源(直流)からの給電 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、蓄電池(安全防護系用)により非常用直流母線へ給電する。全交流動力電源喪失発生後、1時間以内を目安に中央制御室及び隣接する1次系継電器室で不要直流負荷の切り離しを行い、8時間以内を目安に現場で不要直流負荷の切離しを行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失により、交流電源から非常用直流母線への給電が母線電圧等にて確認できない場合</p> <p>2 蓄電池(重大事故等対処用)による代替電源(直流)からの給電 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、蓄電池(安全防護系用)の電圧が許容最低電圧値以下となる前までに、蓄電池(重大事故等対処用)により非常用直流母線へ給電する。全交流動力電源喪失発生後、8時間以内を目安に現場で不要直流負荷の切離しを行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に直流電源用発電機及び可搬型直流変換器の準備が完了するまでに、直流母線電圧が許容最低電圧値(108V)以上を維持できない場合</p> <p>3 蓄電池(3系統目)による代替電源(直流)からの給電 当直課長は、全交流動力電源喪失発生後、蓄電池(安全防護系用)及び蓄電池(重大事故等対処用)の電圧が許容最低電圧値以下となる前までに、蓄電池(3系統目)により非常用直流母線へ給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に直流電源用発電機及び可搬型直流変換器の準備が完了するまでに、直流母線電圧が蓄電池(安全防護系用)及び蓄電池(重大事故等対処用)の故障等により許容最低電圧値(108V)以上を維持できない場合</p> <p>4 直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源(直流)からの給電 当直課長は、蓄電池(重大事故等対処用)又は蓄電池(3系統目)の電圧が低下する前までに、直流電源用発電機及び可搬型直流変換器により給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p><中 略></p>
---	---	---